

司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程（会規第四百号）中一部改正

司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程（会規第四百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「平成三十一年中」を「平成三十一年四月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

対象者	申請期間
平成二十四年十二月に司法修習生の修習を終えた者	平成三十一年四月一日から令和元年五月三十一日まで 令和二年一月一日から同年二月二十九日まで 令和三年一月一日から同年二月二十八日まで 令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十五年十二月に司法修習生の修習を終えた者	平成三十一年四月一日から令和元年五月三十一日まで 令和二年一月一日から同年二月二十九日まで 令和三年一月一日から同年二月二十八日まで 令和四年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十六年十二月に司法修習生の修習を終えた者	令和二年一月一日から同年二月二十九日まで 令和三年一月一日から同年二月二十八日まで 令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十七年十二月に司法修習生の修習を終えた者	令和六年一月一日から同年二月二十九日まで 令和七年一月一日から同年二月二十八日まで 令和八年一月一日から同年二月二十八日まで 令和九年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十八年十二月に司法修習生の修習を終えた者	令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十八日まで 令和六年一月一日から同年二月二十九日まで 令和七年一月一日から同年二月二十八日まで 令和八年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十九年十二月以降に司法修習生の修習を終えた者	令和五年一月一日から同年二月二十八日まで 令和六年一月一日から同年二月二十九日まで 令和七年一月一日から同年二月二十八日まで 令和八年一月一日から同年二月二十八日まで 令和九年一月一日から同年二月二十八日まで

附 則

第三条第一号及び別表の改正規定は、令和元年六月十四日から施行する。